



生活道路における交通事故防止!



～横断歩道はもちろん生活道路においても歩行者優先!～

生活道路とは・・・

- ①一般道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路
- ②車道幅員5.5m未満の道路

生活道路を車で通行する際は速度をおとしましょう!!

横断歩道のない交差点での歩行者優先

・車両等は、交差点またはその直近で、横断歩道のない場所で歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。

～道路交通法第38条の2～



歩行者との側方間隔の保持

・車両は、歩行者の側方を通過するときは、安全な(側方)間隔を保持するか、または徐行しなければならない。

～道路交通法第18条第2項～



歩行者や自転車は
明るい服装と反射材用品を身につけましょう!